

発委第 5 号

令和 2 年 6 月 3 0 日

鹿追町議会議長 吉 田 稔 様

提出者 議会運営委員会
委員長 上 嶋 和 志

日本政府に核兵器禁止条約の参加・調印・批准を求める意見書案
上記の議案を、別紙のとおり会議規則第 1 4 条第 3 項の規定により提出します。

日本政府に核兵器禁止条約の参加・調印・批准を求める意見書

広島と長崎にアメリカの原子爆弾が投下されてから 72 年を経た 2017 年 7 月 7 日、歴史的な核兵器禁止条約が採択されました。

条約は、核兵器について破滅的な結末をもたらす非人道的な兵器であり、国連憲章、国際法、国際人道法、国際人権法に反するものであると断罪して、これに「悪の烙印」を押しました。核兵器はいまや不道徳であるだけでなく、歴史上初めて明文上も違法なものとなりました。

条約は、開発、生産、実験、製造、取得、保有、貯蔵、使用とその威嚇にいたるまで、核兵器に関わるあらゆる活動を禁止し、「抜け穴」を許さないものとなっています。

また条約は、核保有国の条約への参加の道を規定する等核兵器完全廃絶への枠組みを示しています。同時に、被爆者や核実験被害者への援助を行う責任も明記され、被爆国、被害国の国民の切望に応えるものとなっています。

このように、核兵器禁止条約は、被爆者と共に私たち日本国民が長年にわたり熱望してきた核兵器完全廃絶につながる画期的なものです。

2018 年 9 月 20 日、核兵器禁止条約への調印・批准・参加が開始されて以降、国際政治でも各国でも、前向きな変化が生まれています。2019 年 11 月 22 日現在、禁止条約調印国はアジア、ヨーロッパ、中南米、アフリカ、太平洋諸国の 81 カ国、批准国は 35 カ国となり（3 月 10 日現在）、発効に必要な条件（50 カ国）の 3 分の 2 を数えました。

アメリカの「核の傘」に安全保障を委ねている日本政府は、核兵器禁止条約に背を向け続けています。こうした態度をただちに改め、被爆国として核兵器全面禁止のために真剣に努力する証として、核兵器禁止条約に参加・調印・批准することを強く求めます。

以上、地方自治法第 99 条の規定により提出します。

令和 2 年 6 月 30 日

北海道鹿追町議会議長 吉 田 稔

〔提出先〕

衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、外務大臣